

地域主権改革の推進による都市自治の確立等に関する 重点提言

基礎自治体を重視した地域主権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、地域主権改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

2. 国と地方の協議の場の法制化等、地域主権関連3法案の早期成立を図ること。

また、喫緊の課題等については、「国と地方の協議の場」の法制化を待つことなく、「事実上の国と地方の協議の場」において十分事前に協議すること。

3. 「国と地方の協議の場」については、国と地方が真に対等・協力のもとに運営し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うこと。

また、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

4. 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図り、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

さらに、大都市制度のあり方について検討を行うこと。

5. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

6. 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

7. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

8. 行政刷新会議においては、地方自治体に関連する制度や事業について仕分け作業が行われているが、これらは地方の行財政運営や社会資本整備等に大きな影響を及ぼすことから、当該制度や事業のあり方について、改めて国と地方の協議の場等において対等の立場で協議し、税財政措置等を含め、地域主権改革の理念に沿った政府としての結論を得ること。

9. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けるほか、事前に地方公共団体との協議を行うこと。

また、社会保障・税の共通番号制度を創設する場合には、その制度設計に都市自治体の意見を十分に反映させること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 重点提言

地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時又は国民保護の有事の際に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備など情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

また、広域的な防災体制を強化すること。

(2) 近年、地球温暖化の影響とされる気象変動による大規模な水害が多発していることから、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大や支給限度額の引上げを行うほか、総合治水対策の財政措置の拡充を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、激甚災害の指定基準を緩和すること。

(3) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。

また、災害備蓄用品の購入について、財政措置を講じること。

(4) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講じること。

(5) 土砂災害特別警戒区域について、固定資産評価基準の新たな補正制度を創設すること。

(6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域について、地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。

また、既存の防潮堤等の耐震点検や計画的な補強整備を行うこと。

(2) 平成 22 年度末までの適用期限となっている地震防災対策特別措置法における

地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置を延長すること。

- (3) 地震・津波観測システムの充実を図るとともに、GPS波浪計と沿岸市町村等が独自に設置している潮位観測装置等による観測情報を共有できる環境を整備するなど、津波防災対策を一層充実強化すること。

また、沿岸部での浸水状況を把握するための浸水予測システム等の早期整備を図ること。

- (4) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

- (5) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。

- (6) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。

3. 消防救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防の広域化及び非常備消防の機動力強化に対する財政措置を充実すること。
- (3) 住宅用火災警報器の設置を普及促進し、住民の生命・身体の安全確保のため、国によるテレビ等のマスメディアを通じた定期的な啓発を積極的に行うとともに、設置に対する財政措置を講じること。

また、住宅用火災警報器設置による火災保険等保険割引制度は、普及率向上に資するため、関係業界への働きかけを行うこと。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する重点提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) ブロードバンドゼロ地域の早期解消に向けた財政措置等、支援施策の充実を図ること。
- (2) 携帯電話事業者間のサービスエリアの不均衡の是正等、全ての携帯電話が不採算地域において通話可能となるよう必要な措置を講じるとともに、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けること。

また、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置をさらに充実し継続すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

- (2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに都市自治体に対し迅速かつ十分な情報提供等を行うなど、適切な対応を図ること。

また、都市自治体が行う対応について、適切に財政措置を講じること。

なお、受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な対策を講じること。

- (3) CATV事業者に対し、デジアナ変換の導入を積極的に働きかけるとともに、区域外再送信の問題を解決する等、現在と同様の放送局を視聴できるよう対応すること。
- (4) 大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言する。

1. 地方交付税総額の復元・増額の継続と法定率の引き上げ、地方共有税の創設

(1) 平成 23 年度の地方交付税については、三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源調整・財源保障機能を回復・強化すること。

また、都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や道路・橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、都市自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るため、現行の臨時財政対策債により補てんする制度を抜本的に改め、地方交付税法定率の引上げ等を行うことにより、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

(3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

2. 都市税源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 福祉・医療・教育・消防など市民生活に直結する行政サービスを提供している総合行政主体としての都市自治体の財政需要の急増と多様化に対応するため、税源の偏在が少なく税収が安定している普通税としての地方消費税を拡充すること。

(3) 環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源

を確保する仕組みとすること。

また、石油石炭税の引上げにより地球温暖化対策のための税を創設する場合には、税収の一定割合を地方税財源として必ず確保すること。

- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たり、現行の自動車重量税と自動車税・軽自動車税とを一本化する場合には、地球温暖化対策の観点や極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行の自動車重量税（自動車重量譲与税を含む）総額は確保したうえで、地方税とすること。

また、配分に当たっては、都市自治体の環境施策において果たしている役割等に鑑み、各都市の財政運営に支障が生じないように、必要総額は必ず確保できるよう制度設計を行うこと。

- (5) 国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることのないよう国の責任において確実に措置すること。

また、法人税は地方固有の財源である地方交付税の原資であることから、法人税率の引下げを行う場合には、他税目を含めた法定率の引上げ等により、地方交付税の総額を確保すること。

- (6) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

3. 国庫補助金等の一括交付金化

- (1) 国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分に向けた税源移譲までの過渡的措置とすること。

- (2) 地方の自由度が拡大することを前提とし、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金は対象外とすること。

- (3) 総額については現行の補助金等総額を縮減することなく確保するとともに、配分については、その額の根拠の明確化とあわせ、継続事業や団体間・年度間の変動、事業ニーズ等の地方の実情に配慮すること。

- (4) 国の事前事後の関与は極力廃止・縮小するとともに、制度導入後における地方負担については、個別の都市自治体において必要とする事業の執行に支障が生じないように、地方債資金の確保など、万全の措置を講じること。

- (5) 地方交付税制度との整合性にも留意し、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行い、地方との合意形成を最優先して制度設計を行うこ

と。

4. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が延長されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

5. 国の制度創設・改正に際しての財源措置と地方の実情の反映

- (1) 国の責任において実施されるべき「給付付き税額控除」、「子ども手当」、「高校の実質無償化」などに代表される新たな制度の創設や改正にあたっては、その制度設計において都市自治体の意見を十分に反映させるとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
- (2) 地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が主体的に制度設計に参画する仕組みを構築すること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
2. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
4. 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。
5. 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員処遇改善交付金事業については、恒久的な措置とするとともに、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 高齢者医療制度改革について

(1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないよう、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任を明確にした上で、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、再編・統合の時期については、早期に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

(2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

(3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。

(2) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(2) 平成24年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

(2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(3) 予防接種について

① 子宮頸がん、インフルエンザ菌 b 型 (Hib) 及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHO が推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

② 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

2. 少子化対策について

(1) 子ども手当について

① 子ども手当は、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。

- ② 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、全国一律の現金給付による子ども手当と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。

また、保育サービスなどの子育て施策については、国において、十分な財源を確保し、地域の実態に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべきであること。

- ③ 子ども手当の具体的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、「国と地方の協議の場」等における都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し、国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うこと。

- (2) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (4) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見も尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が必要なサービスを受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費について十分な財政措置を講じること。

(3) 障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、
更なる財政措置の充実を図ること。

生活保護制度に関する重点提言

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な法改正がなされないまま、今日に至っており、また、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会経済構造に十分対応できず、制度疲労を起している。

そのような中、全国市長会は、平成 18 年度に全国知事会と共同で「新たなセーフティネット検討会」を設置し、将来を見据えた生活保護制度等について検討を重ね、「新たなセーフティネットの提案」として、①稼働世代のための自立支援集中プラン、②高齢者対象制度、③ボーダーライン層への就労支援制度を提案したところである。

その後、世界的な金融危機に端を発し、我が国でも失業者、低所得者が急増する等、雇用情勢が急速に悪化していることに伴い、近年、生活保護の申請件数が急増し、生活保護に要する財政負担が都市自治体の財政を圧迫している状況にある。

元来、生活保護制度は雇用・労働施策や年金制度等のあらゆる他の施策等を補完する最後のセーフティネットであり、その目的は、自立の助長を図ることにある。

しかし、年金制度や最低賃金制度と生活保護制度との間で逆転現象が生じており、ボーダーライン層が生活保護へ移行する懸念が強まり、生活保護費の更なる増加が見込まれるところである。

よって、国は、実態に即した生活保護制度を構築するため、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。
2. 国の責任において生活保護基準の明確化を図るとともに、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行い、制度の再構築を図ること。
3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

地域職業訓練センター等に関する重点提言

地域職業訓練センター、職業能力開発促進センター及び能力開発支援センターは、地域における多様な職業教育訓練の場として定着するとともに、地域産業に係る人材育成等に大きく貢献しており、地域の雇用と産業振興を支える拠点として必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、国は、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これらの施設を廃止・移管することとしているが、現内閣は、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の中で雇用創造・人材育成を掲げており、また、住民の生活を守る都市自治体としては、現下の厳しい雇用経済情勢からみても、当該廃止を容認できるものではない。

よって、国は、地域の中小企業事業者の能力向上と求職者の能力開発のため、国の責任において、各施設の機能の維持はもとより、更なる機能向上と十分な財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の拡充について

(1) 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等について、十分な財政措置を講じること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進することの重要性にかんがみ、補助率の嵩上げ等の措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や研修など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会資本整備総合交付金の充実

(1) 社会資本整備総合交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

(2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

2. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、財政措置の拡充を図ること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
3. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図るとともに、技術的な支援を拡充すること。

運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策のさらなる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワークの維持について最大限配慮すること。
4. 高速道路の無料化及び料金体系に係る影響への支援
 - (1) 高速道路の無料化に当たっては、地域の足として重要な役割を担うフェリー、鉄道などの公共交通機関に与える影響を勘案し、損失補てんを行うとともに、経済、交通、環境等に考慮した総合的な交通体系を早急に構築すること。
 - (2) 高速道路の料金体系においては、地域間格差を是正する全国一律の料金制度とするとともに、「生活道路」として利用している地域住民の負担増とならないよう、特段の措置を講じること。
5. 地域公共交通活性化策への支援の充実
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。
 - (2) 地域住民の生活に必要不可欠であり最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的な維持ができるよう恒久的な財政支援を講じること。
 - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、

離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。

6. 港湾及び海岸整備の財源の確保

(1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。

また、経済活動の国際化が進展する中で、地域が持続的に発展できるよう、選定された重要港湾のみならず、それ以外の港湾についても迅速かつ柔軟な整備促進を図ること。

(2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

7. 漂着・漂流ごみ対策の推進

(1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 24 年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。

(2) 漂着・漂流ごみについては、河川からの流出が主な原因であることが多いことから、河川等の流域も含めた広域的なごみ対策を講じること。

(3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 平成 23 年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、戸別所得補償モデル対策の実施状況を検証した上で、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、公正かつ円滑な市場流通に資するような制度として、継続的かつ効率的に実施すること。

また、必要に応じ規模拡大・農地集積・担い手に対する加算措置を講じること。

さらに、生産現場等が混乱することのないよう、制度を運営するための実施体制、生産数量目標、交付金の交付事務等の具体的な内容を早期に明らかにするとともに、生産現場等の理解を深めるための機会の充実に努めること。

(2) 制度導入に係る所要経費に対して十分な予算措置を講じるなど、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

また、本制度の実施に当たっては、国が主体性を発揮するものであるが、生産現場での制度推進を担う地方公共団体やJA等生産者団体で構成する「農業再生協議会」については、構成団体の協議により推進主体が決定できる制度とすること。

(3) 農業者戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

(4) 米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(5) 農業者戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(6) 野菜、果樹、茶生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜、果樹及び茶も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

(7) 新規需要米については、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、

農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す農業農村基盤整備事業など必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、その執行状況を検証の上、必要な予算を確保するとともに、地域主権の観点から、地方の自主性や裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とすること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。

3. 口蹄疫対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
- (2) 口蹄疫の発生時における早期の封じ込めを実現するため、家畜伝染病予防法の抜本的な見直し等の法制度の整備を検討するとともに、関係者間の連携強化やマニュアルの整備など危機管理体制の強化を図ること。
また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に口蹄疫の検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。
- (3) 口蹄疫の発生により損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。
また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。
- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、

さらなる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

関税撤廃を原則とする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）のあり方に関する議論に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように十分に配慮するとともに、関係者からの意見を踏まえ、慎重に対応すること。

また、経済連携協定（ＥＰＡ）や自由貿易協定（ＦＴＡ）等の交渉においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

5. 鳥獣被害防止対策の継続

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

6. 森林整備対策等の充実強化

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

7. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

緊急経済対策の実施及び地域経済の活性化に関する重点提言

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の実施及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国民・住民の生活、地域経済や雇用情勢に深刻な影響をもたらしている厳しい経済雇用状況に対して、新成長戦略の具現化など、補正予算及び関連法案の早期成立を図るとともに、引き続き切れ目なく通常予算の編成を通じ効果的で迅速な対策を実施すること。

特に、都市自治体が地域の実情に応じて機動的かつ積極的にきめ細やかな経済対策が行えるよう、自由度の高い交付金の拡充などの措置を講じること。

2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、平成 22 年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、さらなる拡充を図るべく、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

3. 地域経済を活性化するため、半島振興法などに基づく減収補てん措置の延長など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境のさらなる改善や関係機関の機能強化を図ること。

4. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、国際会議の開催促進、スポーツ観光の推進、案内板等の外国語表記の充実など、観光振興策に対する財政支援措置を講じること。

5. 電源立地地域対策等の充実強化

- (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間の恒久化と交付限度額の拡充を図ること。
- (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。